

# 道路占用の手引き

令和8年4月

半田市維持管理課

# 目次

1) 道路占用許可基準	3
第1編	
(法第32条第1項第1号に掲げる工作物)	
第1条 電柱、電話柱[支線、支線柱を含む]	3
第2条 街灯[商店街用街路灯・防犯灯]	4
第3条 電線類	4
第4条 イルミネーション	4
第2編	
(法第32条第1項第2号に掲げる工作物)	
第5条 地下管路等	6
第3編	
(法第32条第1項第5号に掲げる工作物)	
第6条 進入口として設ける通路	7
第4編	
(令第7条第1号に掲げる工作物)	
第7条 看板	8
第5編	
(令第7条第4号に掲げる工作物)	
第8条 工事用仮囲、足場、朝顔	9
第9条 工事用乗入れ敷き鉄板	9
2) 道路占用許可申請方法	10
3) 道路掘削等における注意点について	13
4) 道路占有者による占有物件の適切な維持管理について	16

# 道路占用許可基準

## (目的)

- 1 この基準は道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条及び第 35 条の規定に基づく道路の占用許可に関し一般的な基準を定め、その適性と円滑な運営を図ることを目的とします。

## (法令の準拠)

- 1 道路占用許可の取扱いは、道路法、道路法施行令、道路法施行規則及び半田市道路占用料条例、半田市道路占用料の減免に関する規則、その他法令、規則、通達に定めがあるもののほか、この基準の定めるところによります。なお、設置基準等について定めのないものについては、愛知県の許可基準に準じます。

## 第 1 編（法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物）

### 電柱、電話柱[支線、支線柱を含む]

#### 第 1 条

##### 1 方針

道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないものに限り認めることができます。

##### 2 位置

道路以外の場所に設けることを原則としますが、その余地がなく道路に設置するときは、法敷き又は道路余地に設けるものとし、法敷き又は道路余地がない場合は路端に設置するものとし、

##### 3 基準

- (1) 道路幅員 1.5m 以上 2.5m 未満の歩道のある道路で、車道外側線があり、0.25m 以上の側方余裕があるときは、歩車道の境界に接した位置に設置してください。
- (2) 道路幅員 2.5m 以上の歩道がある道路は、歩車道の境界から 0.25m 民地側へ離れた位置に設置にしてください。
- (3) 歩道のない交差点、屈曲する場所での設置は原則認めません。
- (4) 同一路線に係る電柱は、道路の同一側に設け、かつ、歩道のない道路については対側に別の占用物件がある場合は 8.0m 以上の距離を持たせてください。
- (5) U 型側溝のあるものは U 型側溝に接して設置し、蓋のある U 型側溝は側溝を切り回すようにしてください。

## 街灯[商店街用街路灯・防犯灯]

### 第2条

#### 1 方針

占用主体は官公庁、町内会、商店街等その他これらに準ずるものとし、防犯のために設置するものとし、

#### 2 位置

- (1) 道路幅員 2.5m以上の歩道のある道路は、歩道内の車道寄りとし、歩車道境界線から 0.25m民地側へ離れた場所に設置してください。
- (2) (1) 以外の道路は、路端寄りとします。ただし、道路幅員 4.5m未満の道路については、原則道路敷内への建柱による設置は認めません。
- (3) 既設電柱類がある場合は、共架とすること。

## 電線類

### 第3条

#### 1 方針

道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないものに限り認めることができます。

#### 2 位置

- (1) 道路の横断架線は極力抑制するものとし、やむを得ず横断する場合には横断延長は必要最小限とします。
- (2) 電線の高さは路面から 5.0m以上としてください。ただし、既設電線に共架する場合及びその他技術上やむを得ない場合で道路の構造又は交通に支障が少ないと認められるときは原則として 4.7m以上、歩道のある道路の歩道上においては 2.5m以上とすることができます。

## イルミネーション

### 第4条

#### 1 方針

占用主体は官公庁、町内会、商店街等その他これらに準ずるものとし、祭礼、催物等のため一時的に設置し、夜間の短時間のみ点灯するものとし、

#### 2 位置

- (1) 設置場所は、歩道、広場、法敷等の街路樹又はアーケード等とし、道路標識及び信号機の効用を妨げない位置としてください。

※添架できる位置については道路管理者と協議を行い、道路管理上支障がないと認めるものに限ります。なお、中央分離帯の樹木への添架は認めません。

(2) 道路を横断する設置は認めません。

### 3 その他

(1) 倒壊、落下、汚損等により美観を損なわない又は道路の見通し等、交通に支障を及ぼす恐れのないものとしてください。

(2) 広告の添架は認めません。

(3) 周囲の美観を損なうような色の電球は認めません。

(4) 設置時または撤去時に路面や樹木、枝を痛めるようなことのないように注意してください。

## 第2編（法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる工作物）

### 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

#### 第5条

##### 1 基準

- (1) 上水道管又はガス管の本線の頂部と路面との距離（土被り）は、歩道部分を除き原則として 1.2m以上としてください。（工事実施上やむを得ない場合は、0.6m以上としてください。）
- (2) 下水道本管を埋設する場合の土被りは、原則 3.0m以下としないでください。（工事実施上やむを得ない場合は、1.0m以上としてください。）
- (3) 本管以外の管を埋設する場合は、土被りを 0.6m以上としてください。
- (4) 規定の埋設深さが確保できない場合は、埋設管を 10cm 厚の防護コンクリートで巻く、十分な強度を有する管種（鋼管（SGP）やヒューム管（HP）、鋳鉄管（DIP）など）を使用するなどの防護措置を講じてください。
- (5) 個人の給排水管の縦断占有は原則として認めません。

##### 2 構造

- (1) 配管材質は堅固で耐久性のあるもので道路及び他の占有物件に支障しないようにしてください。
- (2) 橋に取り付ける場合は、橋の強度に影響を与えないようにしてください。土被りのない立ち上がり部分は鞘管を使用してください。

### 第3編（法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる工作物）

#### その他の通路

#### 第 6 条

##### 1 方針

道路に出入りするために法敷に設ける通路及び道路を占有しなければ自分の土地に進入する通路がない場合等で、原則として占有者の日常生活や災害時の避難等に必要と認められる場合に限りです。

- （1）占有は原則として法面のみとし、側溝及び路肩部は承認工事扱いとする。
- （2）沿道土地利用上、やむを得ないと認められるものに限り占有を認めることができます。

##### 2 構造

- （1）通路の幅は原則人の通行の用に供するものは 2.0m 以下、車両の通行の用に供するものは 3.0m 以下とします。（大型自動車の用もしくは事業用のものは 6.0m 以内）  
※消防法等他の法令に出入口の幅が規定されている場合は、その幅とすることができます。
- （2）道路との接続部分は、極力段差ができない構造としてください。
- （3）通路は道路に対し直角に設けてください。ただし道路の構造又は地形等によりこれにより難しい場合は、この限りではありません。
- （4）通路を駐車場または商品置場等として使用することはできません。原則として、1 施設 1 箇所とすること。ただし、ガソリンスタンド、駐車場、店舗等で通行の多い箇所またはその他やむを得ないと認められる場合はこの限りではありません。

## 第4編（令第7条第1号に掲げる工作物）

### 添加看板

#### 第7条

##### 1 方針

- (1) 道路以外の場所に設けることを原則とします。道路に設ける場合は建物の状況等ほかに適当な場所がない場合としてください。
- (2) 愛知県屋外広告物条例に抵触しないものとしてください。
- (3) 電柱等柱類1本について突出し看板、巻付け看板とも各1個としてください。

##### 2 構造

- (1) 突出し看板は、民地側へ道路中心線と直角又は道路中心線と平行に取り付けること。信号機から50m以内は直角方向の取り付けはしないこと。
- (2) 突出し看板の最下部と路面との距離は、4.7m以上とすること。ただし、歩道上においては、2.5m以上とすることができます。
- (3) 電柱、電話柱に添加する突出し看板の大きさは、縦1.20m以内、横0.45m以内とし、巻付け看板の大きさは、縦1.50m以内、横0.65m以内としてください。
- (4) その他の柱類に添加する突出し看板、巻付け看板の大きさは、共に0.8m以内×0.4m以内とする。
- (5) 道路占用許可申請にあたっては、被添加物件の管理者の同意書を添付してください。

##### 3 その他

- (1) 看板のデザイン及び表示内容は、美観風致を損なわないもので、色彩は信号機又は道路標識に類似したものでないようとしてください。
- (2) 看板は、相当強度の風雨、地震等に耐える強固なもので、剥離又は汚損等により美観を損ねないようとしてください。
- (3) 赤色ネオン、ネオン管露出、点滅する電飾設備は設置できません。
- (4) 民有地内に看板を設置する場合、道路への突出し幅1.0m以内としてください。  
※工作物（支柱等）は、道路区域に設置しないこと。

## 第5編（令第7条第4号に掲げる工作物）

### 工事中用仮囲、足場、朝顔

#### 第8条

##### 1 方針

歩行者及び通行車両の安全が確保される場合で、道路以外の場所に設けることを原則とします。また、天気予報等の情報から強風等の気象現象によって生じる災害の発生が予測される場合は、必要に応じて倒壊、落下等に対する事前対策を講じてください。

##### 2 位置

(1) 歩車道の区分のある道路は歩道上とし出幅は歩道幅員の3分の1以内とし、歩車道の区分のない道路は道路幅員の10分の1以内として、最大幅1.0mをこえないでください。

※落下防止施設については、必要な出幅とすることができます。

※歩道の残幅員を原則として2.5m以上確保してください。やむを得ない事由のある時は1.5m以上とすることができます。

##### 3 構造

(1) 倒壊や落下がないように施設を設けてください。

(2) 仮囲い又は、足場の支柱を路面に埋めこまないようにしてください。

(3) 落下防止施設を設ける場合は、その下端は路面から5.0m以上とすること。ただし、歩道上においては、3.0m以上とすることができます。

(4) 夜間の事故防止のため、チューブライトを取り付けるなどの安全対策を行ってください。

### 工事中乗入れ敷き鉄板

#### 第9条

##### 1 方針

道路の交差部、曲がり角などをできる限り避け、交通の支障とならない位置に設置してください。

##### 2 構造

(1) 乗入れ幅は、原則として6.0m以内とします。ただし、使用車両などの都合でやむを得ず6.0mを超える場合は、必要最小限としてください。

(2) 鉄板は、がたつきのないよう敷地内においてボルトなどで固定するとともに、道路面との段差を少なくするため、すりつけを行ってください。

(3) 鉄板については、滑り止め加工を行うなど歩行者の転倒防止対策を行ってください。

## 道路占用許可申請について

### 1. 道路占用とは

半田市道の一部または全部を使用し、一般交通以外の目的で一定の工作物、物件、施設等を道路に設け、継続して使用する際には、道路占用許可申請を提出し、道路管理者に許可を得る必要があります。

※市道以外の用排水路・赤道等の使用であれば、水路等使用許可申請書を提出してください。

※市道で一時的な作業を行う際には、道路内等作業届を提出してください。

### 2. 道路占用許可について

道路法では、道路の敷地以外に余地がないため、やむを得ない場合に限り、道路の占用を許可することとされています。また、道路を占有できる物件は、道路法第32条第1項各号に定められている占有物件に限られます。

### 3. 道路占用料について

道路占用料は、「半田市道路占用料条例」に基づき計算します。また、「半田市道路占用料の減免に関する規則」により、占用料が減免される可能性があります。

### 4. 更新手続きについて

道路占用許可は、占有物件ごとに占有期間が定められています。更新時期に、更新手続き書類を送付いたしますので、継続して占有する場合は期限内にお手続きをお願いします。

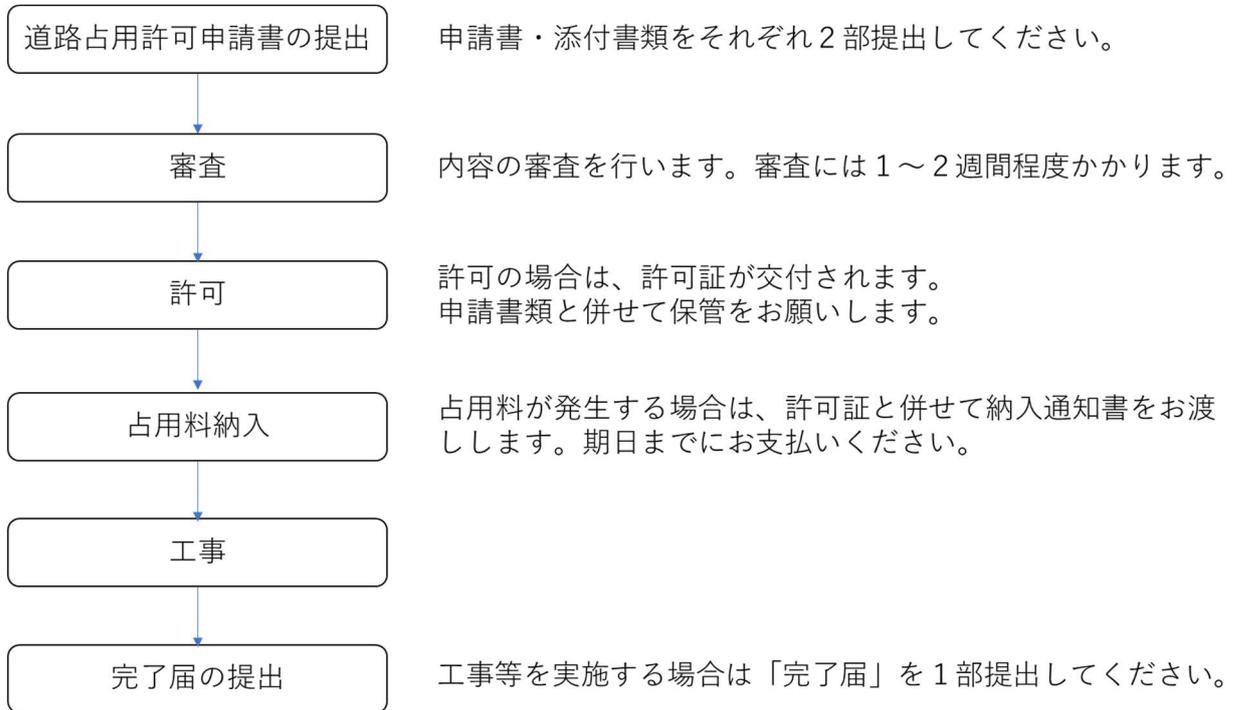
### 5. その他届出

- (1) 廃止届・・・占有を取りやめる場合に提出してください。
- (2) 変更届・・・代表者、住所、送付先等を変更する場合に提出してください。
- (3) 承継届・・・相続、売買等により、所有者を変更する場合に提出してください。

※手続きには、届出に応じた添付書類のほかに許可証の写しが必要です。

## 道路占用許可申請手続きフロー

### 1. 手続きの流れ



### 2. 申請手続きについて

#### (1) 申請書類（2部提出してください。）

- ・道路占用許可申請書
- ・位置図（縮尺 1/2500 程度の職員が現地調査に参考となる案内図）
- ・平面図（縮尺 1/500 以下の申請場所の状況が分かりやすい図面）
- ・土地整理図（公図）（縮尺 1/600 以上で申請地を朱書きすること）
- ・工事仕様書（工事を行う場合）
- ・構造図（舗装、排水工等形状、寸法を記入のこと）
- ・交通規制図（交通規制を伴う場合）
- ・現況写真（2か所以上）
- ・工程表（工期が1か月を超える場合）

※道路占用許可申請書は半田市のホームページからダウンロードできます。

#### (2) 内容審査

審査には、1～2週間程度かかります。

#### (3) 占用料について

占用料の金額は、半田市道路占用料条例及び半田市道路占用料の減免に関する規則に基づき算定されます。占用料が発生する場合は、道路占用許可申請書と併せて納入通知書をお渡ししますので、納入期日までに占用料をお支払いください。

#### (4) 工事完了届について

- ・工事完了後1か月以内に1部提出してください。
- ・完了届は任意の様式で作成いただき、工事施工前、中、後の写真を添付してください。

(5) 工期の延長について

占有許可を受けた工事期間内に工事が完了できない場合は、占有期間の満了前に再度「道路占有許可申請書」を2部提出してください。

提出書類

- ・道路占有許可申請書（占有目的の欄に「工期延長」を追記してください。）  
※占有の開始日は、初回に許可を受けた占有の開始日からとってください。
- ・道路占有許可証（写）
- ・工期延長の理由書  
※工期内に工期延長申請が提出できなかった場合は、理由書を併せて提出してください。

(6) 占有物件の変更について

占有物件に変更が生じる場合は、道路占有変更許可申請書を2部提出してください。添付書類は、新規申請書類と同様とし、併せて許可証（写）を添付してください。

(7) 占有物件の廃止について

占有許可を受けている全ての物件について、占有を廃止する場合は、道路占有廃止届を1部提出してください。また、廃止前後の写真を添付してください。

※占有料を年額で納付している場合、廃止に伴う当該年度分の占有料の返還はありません。

(8) 占有物件の更新について

占有物件を継続して使用する場合は、占有期間の満了前に道路占有更新許可申請書を2部提出してください。現在の許可証（写）を添付してください。

※期間満了前に、更新についての案内を占有者宛てに送付します。占有者や住所が変更になっている場合は、併せて変更等の手続きが必要です。

## 道路掘削等における注意点について

### 1. 掘削影響幅及び復旧について

- ・市道（歩道以外）における舗装復旧の掘削影響幅については、一律 15 cmとされています。（愛知県の基準である影響幅 30 cm可）。ただし、幹線道路など既設路盤厚が 15 cmより厚い場合の掘削影響幅については、既設路盤厚を復旧幅としてください。
- ・舗装の本復旧について、舗装影響部から舗装絶縁線までの距離が 1.2m未満となる場合は、舗装絶縁線まで本復旧を計画してください。
- ・施工不良など占用工事が原因となる舗装の沈下については、占用者の負担による復旧を求めます。
  - ※本復旧図面について、復旧箇所周辺に舗装絶縁線がある場合は、残舗装 1.2m以上を確認するため、舗装絶縁線までの距離を明記してください。
  - ※既設絶縁状況の確認のため、現況写真は舗装絶縁線が確認できる鮮明な写真を添付してください。（3方向以上）
  - ※現況写真は復旧範囲を赤でマーキングしてください。
  - ※マンホールまでの距離が 0.2m未満となる場合は、マンホールの半分以上の本復旧を実施してください。

### 2. 道路パトロールへの協力依頼について

道路の陥没、側溝の段差・ガタつき、側溝の排水不備、道路敷地内の不法投棄・放置自転車および通行の支障になる民地内からの枝木等を発見した場合、維持管理課へ連絡して下さるようお願いいたします。

### 3. 工事看板等の設置・撤去の徹底について

愛知県道路工事保安設備設置基準を準拠し案内看板等を適正に設置してください。また、完了時には撤去を徹底してください。

### 4. 道路の掘り返し規制について

道路を維持保全するため、舗装工事後3年間は道路の掘り返しを規制します。

#### 【適用除外】

以下の場合、制限期間内であっても、掘り返しが認められる場合があります。

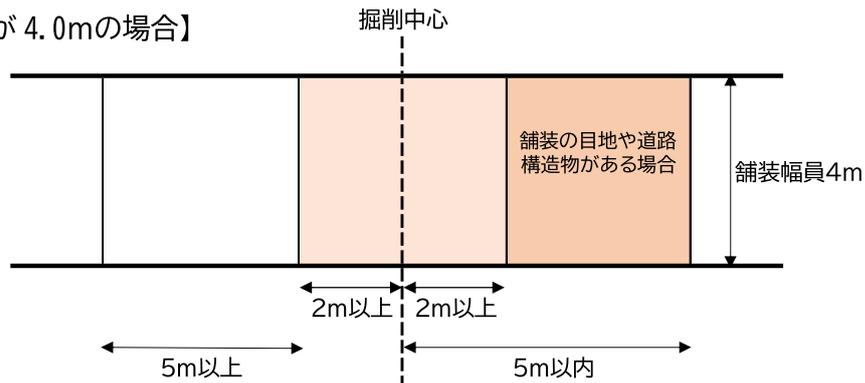
1. 災害予防または事故復旧等緊急工事に及び交通安全上必要と認められるもの（漏水・ガス漏れ・路面沈下等）
2. 公共的または公営企業のためやむを得ないもの（水道管・下水道管・ガス管等の引き込み管の敷設等）
3. 市民の日常生活に直接影響があると認められるもの（承認工事・占用工事等）
4. その他道路管理者がやむを得ないと認めたもの  
※維持管理課と協議の結果、下記の条件にて舗装復旧を行っていただきます。

【条件付き舗装について（3年未満の場合）】

表層舗装は、掘削中心から両側に道路幅員（舗装部）の2分の1以上の幅で舗装復旧を行います。ただし、2車線以上でセンターラインのある市道については、センターラインまでの道路幅員（舗装部）の2分の1以上の幅としてください。

また、掘削の中心から5.0m以内に舗装継ぎ目や道路構造物（側溝等）がある場合は、その部分まで舗装復旧します。

【道路幅員が4.0mの場合】



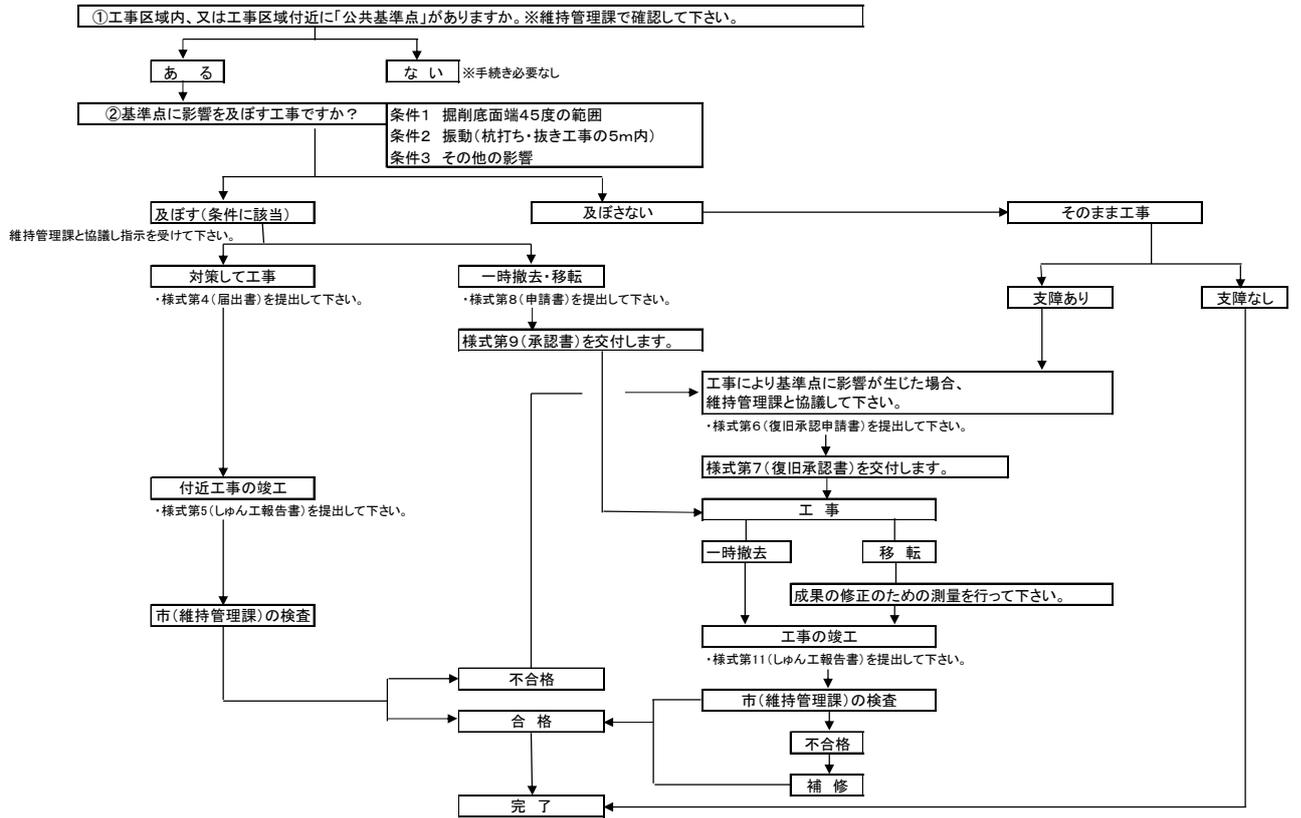
5. その他

- ・工事の施工にあたり通行止めを実施する場合は、原則1.5m以上の歩行者用通路を確保してください。なお、やむを得ず歩行者用通路が確保できない場合は、その理由を明記してください。
- ・点字ブロックが設置されている場合の離隔距離は、約50cm以上としてください。なお、適切な離隔距離が取れない場合は、点字ブロックを移設するなどして対策を講じてください。

## 6. 公共基準点付近での工事について

公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、下記手続きフローに基づき、届出書を提出する必要があります。

半田市 公共基準点付近での道路工事等を行う場合の基本手続きフロー



## 道路占用者による占用物件の適切な維持管理について

道路法に基づき占用を許可された占用物件については、適切な維持管理が行われなければ、地下に埋設された占用物件の損壊による道路陥没や地上に設置された占用物件の落下など、道路の構造や交通に支障を及ぼす恐れがあります。このことから、平成 30 年 9 月 30 日に施行された道路法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 6 号）によって、道路占用者に対する占用物件の維持管理義務が明確にされ、また、道路管理者に「報告徴収」「立入検査」等の権限が付与されました（道路法第 72 条の 2 第 1 項）。つきましては、下記（1）～（5）のとおり占用物件の適切な維持管理に努めてください。

- （1）道路法において、道路占用者による占用物件の維持管理義務が明確にされております。
- （2）占用物件が道路の構造や交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがある場合には、維持管理義務違反に問われる可能性があります。
- （3）各物件の管理等について定めた法令において定められた維持管理の基準を遵守していない場合にも、維持管理義務違反に問われる可能性があります。
- （4）道路管理者から、道路占用者に対して、占用物件の維持管理の状況等について報告を求める可能性があります。また、道路管理者が道路占用者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う可能性があります。
- （5）道路管理者から、道路占用者に対して、占用物件の修繕等を命じる可能性があります。